



垂井町新庁舎基本構想

【概要版】

平成28年3月

1 新庁舎整備（耐震改修・建替え）の方針

現在の庁舎について、**耐震性の不足**や**老朽化**、**スペースの不足**等を解決するためには、現在の庁舎の改修では難しいことから、**適切な規模と機能を持った新しい庁舎を建設する**（建替える）方針とします。

2 新庁舎の建替え場所の選定方針

- ① 早期の新庁舎整備を図る。
- ② アクセス利便性を確保する。
- ③ 建設費用の低減に努める。

という点を考慮して、「**文化会館南側付近（ショッピングプラザ・アミ）**」を優先候補地とします。

3 新庁舎の基本理念

■一般的な庁舎機能に加えて、今後の垂井町のまちづくりのために必要なこと

- (1) **町民が集う庁舎【交流・生活支援拠点】**
- (2) **町民の安全を守る庁舎【防災拠点】**

■垂井らしい庁舎づくりに必要なこと

- (3) **すべての人にやさしい庁舎**
- (4) **町民が誇りに思い愛される庁舎**

これらの基本理念をもとに、**町民が笑顔で集う**ことができ、**過去から未来、町民同士がつながりを持って活動できる**庁舎づくりを目指すものとし、「新庁舎のイメージ」を次のように設定します。



**笑顔でつなぐ
新庁舎**

4 新庁舎の基本方針

(1) 「町民が集う庁舎」の実現のために

- 既存建築物を活用して、文化会館との連携や周辺の商業施設等との一体的な利用を考慮した施設配置を図ります。
- 文化会館との一体的利用等を考慮した屋外の交流・イベント広場を確保します。
- 町民の交流・情報発信の場および日常的な活動の場を庁舎内に確保します。

(2) 「町民の安全を守る庁舎」の実現のために

- 免震床等の活用等により、必要性に即した耐震性を確保します。
- 防災拠点にふさわしい施設を確保します。
 - ・緊急輸送道路からの搬入等を考慮した防災用備蓄スペースの設置
 - ・非常時に会議室等を有効利用した災害対策室等の確保
 - ・駐車場を利用したヘリポートの確保
- 地域主体の防災活動を支援する場(会議・交流・情報発信)を確保します。

(3) 「すべての人にやさしい庁舎」の実現のために

- 窓口サービスでのストレスフリーを図る行政窓口等を設定します。
- わかりやすい案内・サインを設置します。
- 誰もが利用できる窓口・通路・トイレ等を確保します。
- 障がい者、高齢者や子連れ世代等に配慮した窓口を設置します。
- 授乳室等を確保します。
- 駐車場の適正確保と障がい者等優先駐車場を配置します。
- タクシー乗降場および巡回バスのバス停を配置します。

(4) 「町民が誇りに思い愛される庁舎」の実現のために

- シンボル性の高い庁舎のデザイン・空間を確保します。
- 既存建築物を効果的に利用した利便性と快適性の高い庁舎を確保します。
(2階建てという上下移動が最小限で済むメリットと壁のないオープンスペースを活用したレイアウトを検討します。)
- 建物内部の居心地を重視して採光・風景などに配慮した外壁とします。
- 社会経済情勢に対応した組織編制等に柔軟に対応できる組織配置とします。
- 町民ギャラリーや交流・イベント広場等を活用した賑わい空間を演出します。
- 自然・再生可能エネルギーの活用、LED照明等の採用による省エネルギーを推進します。

5 施設内容の検討

■庁舎内に確保する機能

(1) 窓口機能

- ・窓口対応が必要な部署は基本的に同じフロアに配置し、上下移動がない中で、窓口全体が見通せ、誰もがわかりやすい窓口の配置形態とします。

(2) ロビー機能

- ・明るく、十分な広さを確保したロビー空間を確保します。
- ・トイレ等はわかりやすく、利用しやすい場所に配置するほか、多目的トイレを適切に確保します。

(3) 行政機能

- ・執務室は、極力間仕切りを設置せず、全体の見通しを確保するとともに、部署間の移動が容易で組織編成等に柔軟に対応できるようにします。
- ・会議室は誰もが利用できるオープンで透明性の高い場所として、間仕切り等を工夫します。

(4) 交流・生活支援機能

- ・町民が日常的に利用できる「町民ギャラリー」を確保し、屋外の「交流広場」と一体的な利活用が図れるようにします。
- ・庁舎と一体的に確保することが望まれる施設については、極力庁舎内に配置していきます。

(5) 防災機能

- ・防災拠点として、町長・副町長室等と防災関連部署を同じフロアに集約するほか、議会関連施設や食堂なども非常時に一体的に利用できるよう配置します。
- ・緊急輸送時の集配拠点としての役割も果たせるよう、大型車から直接集配できる防災関連備蓄スペースや集配作業スペースを確保します。

(6) 執行機能

- ・町政の効率的な運営が図られるよう、町長・副町長室等と関係部署は同じフロアに集約します。

(7) 議会機能

- ・円滑な議会運営が可能なように、議会関連施設は集約して配置します。また、開かれた議会を目指し、町民に親しまれる雰囲気づくりを行います。

(8) 情報管理機能

- ・庁舎全体のIT化に対応した適切な情報基盤を確保します。
- ・公文書等を保管する書庫は、余裕を持った規模を確保します。

■庁舎敷地に確保する機能

(1) 駐車機能

- ・町民の主要な交通手段である自家用車利用に対応して、誰もが安心・便利に利用できる駐車場を確保します。
- ・駐輪場は、安全性を優先した中で、利用しやすい場所に適切に確保します。
- ・障がい者等優先駐車場および巡回バスやタクシーの乗降場は、庁舎の出入口に近い場所に確保し、雨天時に傘を使わなくても利用できるように整備します。

(2) 交流機能

- ・文化会館と庁舎が一体的に立地するメリットを活用して、屋外でイベントや様々な活動ができる交流広場を配置します。

(3) 防災機能

- ・駐車場および交流広場は災害時には防災拠点・避難拠点として利用できるように防災関連施設等を適切に確保します。

6 施設計画の検討

新庁舎の基本方針で整理した施設を確保した必要規模を想定すると次のようになります。

○庁舎の必要規模 約 6,800 m²(公用車車庫含む)

○来客用駐車場 100 台程度(身障者等用 5 台以上)

※既存建築物(ショッピングプラザ・アミ)の延べ床面積は約 7,400 m²であり、新庁舎としての必要面積(6,200 m²:庁舎外駐車場除く)を除く約 1,200 m²は関連施設等の立地に対応する床として活用できる可能性があります。

7 庁舎建設に向けた検討課題

(1) 新庁舎と一体的に整備すべき生活支援施設等の整理

- ・ 公共施設等総合管理計画の策定とあわせて、新庁舎と一体的に整備すべき公共施設等を検討・整理していく必要があります。

(2) 周辺施設とネットワークを図る歩行者動線の適正確保の方法の整理

- ・ 新庁舎整備にあわせて、国道 21 号線を挟んで隣接する商業施設等との歩行者の行き来が多くなると予想される中で、両施設を安全に移動できる歩行者動線を確保する必要があります。

(3) 交通アクセスの適正化方法の整理

- ・ 新庁舎の駐車場への交通アクセスの利便性・安全性を確保するために、敷地への出入口と交差点の処理方法の検討が必要です。

(4) 隣接施設活用の整理

- ・ 隣接する建築物の有効利用の可能性について検討・整理する必要があります。
- ・ 文化会館周辺敷地との一体的利活用等を考慮した敷地利用計画を立案する必要があります。

(5) 現庁舎跡地の有効活用の整理

- ・ 移転建替えは、現在の敷地を中心部の活性化に有効に活用することが前提であり、現在の敷地の跡地利用の方針を整理する必要があります。

(6) シンボル性が高く愛着のある新庁舎整備のための取組み方法の整理

- ・ 計画・設計を担う委託業者は、高い技術力と提案力が必要であることから、それらを客観的に評価できる委託業者選定方法を採用することが求められます。また、計画・設計段階から町民・議会と行政との協働体制づくりを実施していく必要があります。

(7) 総合的なコスト管理の実施方法の整理

- ・ 既存建築物の買収コストによっては、コスト的に既存建築物を活用するメリットが低くなる可能性もあり、適切なコスト管理を実施していく必要があります。